



[トップページ](#) > [原子力発電所の安全確保対策](#) > 安全確保に関する協定



## 安全確保に関する協定

原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、県は、昭和44年4月に東京電力(株)と「原子力発電所の安全確保に関する協定」を締結しました。

昭和51年3月には、地域により密着した原子力安全行政の推進を図るため、二者協定から立地町を加えた三者協定にするなど、必要に応じて改定を行っており、現在の協定の概要は下図のとおりです。



### 【状況確認】

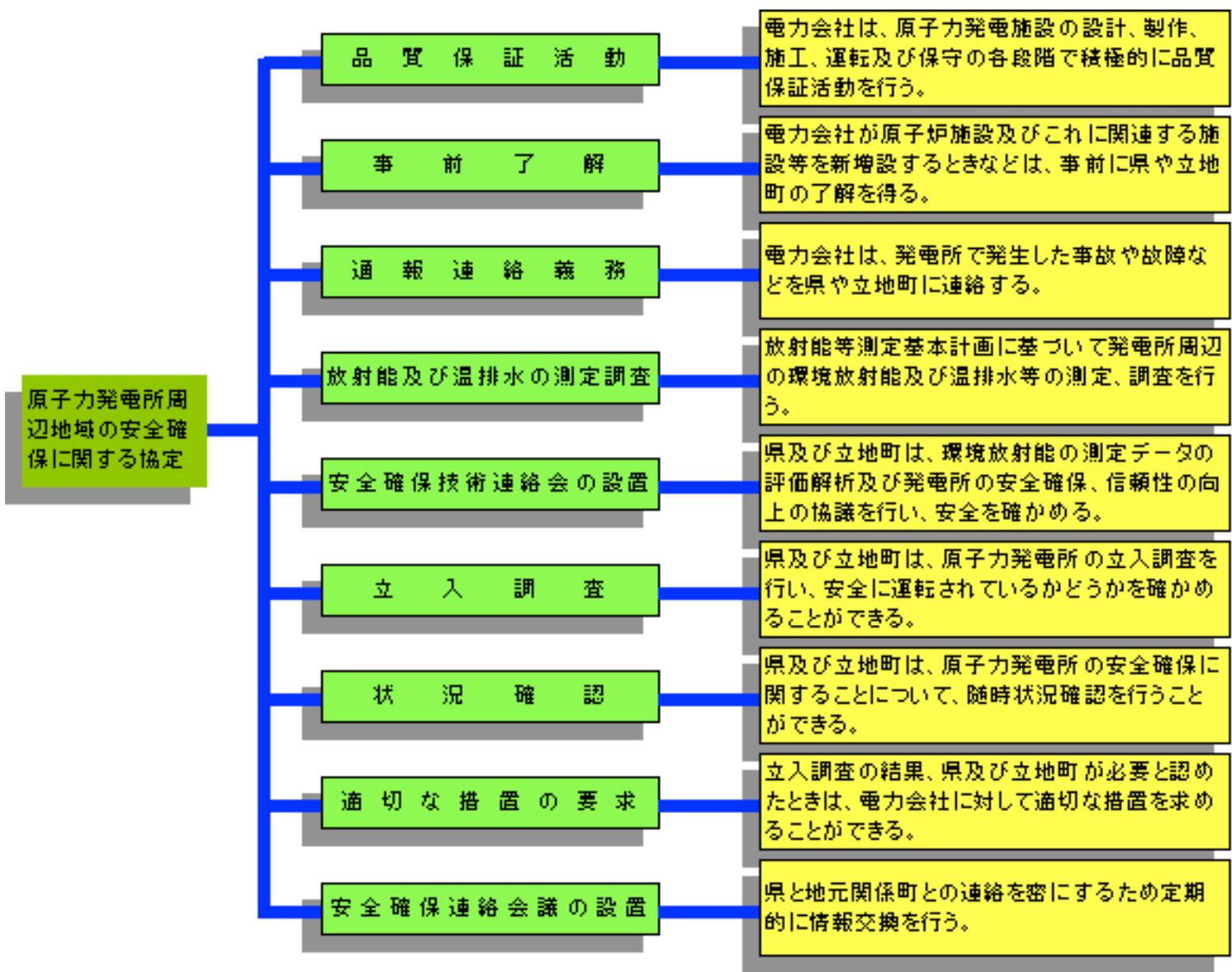
県及び立地町は原子力発電所の安全確保に関することについて、随時状況の確認を行っています。



### **【安全確保技術連絡会の設置】**

県及び立地町は、環境放射能の測定データの評価解析及び発電所の安全確保、信頼性の向上の協議を定期的に行っています。

現在の協定の概要は次のとおりです。



---

[●原子力安全対策課のトップページへ●](#)

[●福島県のトップページへ●](#)

[●福島県のサイトマップへ●](#)